

# 議会運営委員会記録

1 日 時 令和元年8月2日（金曜日）  
開 会 午前 9時59分  
閉 会 午前10時29分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人  
委員長 金 厚 有 豊  
副委員長 佐 藤 則 寿  
委 員 押 田 大 祐  
// 江 西 照 康  
// 高 田 真 里  
// 高 道 秋 彦  
// 東 篤  
// 成 田 光 雄  
// 高 田 重 信  
// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優

## 7 会議の概要

委員長           ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。  
まず、委員会記録の署名委員に東委員、成田委員を指名いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長           本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。  
初めに、大きな協議事項1番目、議会運営に関する申合せ事項等についてであります。  
まず1つ目の質問予定書・通告書の提出期限についてであります。このことにつきましては、お手元に配付の資料に基づき、事務局から事前に各会派に説明をさせたところであります。  
この件について、何か御意見はありませんか。

東委員           今、市職員の皆さんの超過勤務等が問題になっている中で、できるだけ超過勤務等を減らしていくために、議員側として協力するのは自然の流れだと思っておりますので、このような変更でいいと思っております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

それでは、お手元に配付の案のとおり、取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、ただいまの決定事項のうち、請願・陳情の提出期限については、市民の皆さんへの周知の期間が必要でありますので、本年12月定例会からの取扱いとしたいと思っております。なお、この決定にあわせて、請願・陳情の取扱要領については、所要の改正が必要となりますので、この後、開催される各派代表者会議において御協議いただくことといたします。次に、議場における資料等の配布についてであります。このことにつきましてもお手元に配付の資料に基づき、事務局から事前に各会派に説明をさせたところであります。この件について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

それでは、この件につきましても、お手元に

配付の案のとおり、取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここまでの2項目の決定を踏まえて、今9月定例会に臨んでいくことといたしますので、各会派において周知徹底されますようお願いいたします。

あわせて、私からのお願いではありますが、平成30年6月12日に開催した本委員会において、「討論は、良識に基づき、簡潔にして要領を得た形で行うものとする」と申合せ事項に追加しておりますが、それに反するような討論がいまだに見受けられます。

議員各位には、いま一度このことに十分留意して討論を行っていただきますよう、あわせて周知をお願いいたします。

柞山委員

今、委員長がおっしゃったとおり、過去にこの場で再三にわたって、討論は簡略に行うことと申し合わせてきたところではありますが、やはり忘れたころにまたされます。さきの6月定例会では9分くらい討論をされておられました。

そういうことがありますので、やはり討論の時間を決めることも今後検討しなくてはいけないのではないかと思います。提案しておきます。

委員長

今ほど柝山委員から、討論の時間を制限したほうがいいのではないかという提案がございました。この件については、各委員が会派に持ち帰って、いろいろな形の中で御相談していただければありがたいと思います。

次に、大きな協議事項２番目、９月定例会の運営についてであります。

まず、市長から、９月３日（火曜日）に９月定例会を招集いたしたいとの申し出がありましたので、御承知おき願います。

次に、議案説明会については、８月２７日（火曜日）に開催となりますので、御承知おき願います。

また、議案書は、８月３０日（金曜日）に会派控室に配付されます。

それでは、具体的な協議に入ります。

１つ目の会期及び審議日程についてであります。まず、審議日程についてであります。お手元に配付しました日程を参考に、協議したいと思います。

よろしければ、私のほうから日程についての

案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、申し上げます。

9月3日提案理由説明、9月4日議案調査日、9月5日議案調査日、9月6日議案調査日、9月7日休会、9月8日休会、9月9日一般質問、9月10日一般質問、9月11日議案調査日、9月12日一般質問、9月13日一般質問と予算決算委員会（前期全体会）、9月14日休会、9月15日休会、9月16日休会、9月17日予算決算委員会分科会（経済環境）と経済環境委員会、9月18日予算決算委員会分科会（厚生）と厚生委員会、9月19日予算決算委員会分科会（建設）と建設委員会、9月20日予算決算委員会分科会（総務文教）と総務文教委員会、9月21日休会、9月22日休会、9月23日休会、9月24日予算決算委員会（後期全体会）、9月25日議案調査日、9月26日討論・採決という日程を組んでおります。

日程については、以上のとおりであります。

したがって、会期は9月3日から9月26日まで、24日間となりますが、会期及び審議

日程については、以上のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、9月定例会における討論の通告期限について、確認しておきたいと思います。

最終日、9月26日の討論・採決に向けた通告期限については、9月24日（火曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が9月25日（水曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。

次に、2つ目の一般質問及び議案質疑についてであります。

一般質問予定者及び質問順番の各会派からの報告期限が議案説明会の当日、8月27日（火曜日）の午後5時まで、次に質問予定書の提出期限については、先ほど決定したとおり8月28日（水曜日）の午後3時までとしたいと思います。

なお、提出された質問項目の一覧につきましては、でき次第、棚入れにより配付させていただきます。

また、質問項目の重複につきましては、先ほ



ど決定したとおり、今回より個別の案内はありません。

したがって、一般質問予定者が自身で質問項目の一覧を確認し、重複している場合には、会派間、議員間で調整をしていただきたいと思います。

その上で、今定例会初日、９月３日（火曜日）の正午まで、これも先ほど決定したとおり、正午までに一般質問の正式な質問通告を提出していただきます。

なお、その際にもし質問の補足として配布したい資料があれば、あわせて正午までに事務局へ御提出ください。

提出された資料があれば、翌４日（水曜日）の議会運営委員会にて、資料の配布を認めるかについての協議を行いたいと思います。

以上のような流れになりますので、各会派において周知徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、一般質問の質問時間については、答弁を含め、１人年間１２０分以内となりますが、申し出により、３０分、４５分、６０分の質問時間を選択することができます。

ただし、６月定例会で一般質問を行った場合は、その残時間を考慮して、選択することになります。

なお、選択した時間未満で質問を終了した場合も、選択した質問時間は使用したものとみなすこととなります。

参考までに、6月定例会終了時の会派ごとの質問時間と残時間の一覧表を配付しておきました。

ここで、一般質問の質問時間についてですが、議会運営に関する申合せ事項において、「議員の逝去や辞職等、議員活動ができないことが明らかになった場合は、会派ごとの年間持ち時間は原則変更しないこととする」としておりますので、石森議員の逝去による自由民主党の今年度の一般質問の質問時間は変更がない旨、御承知おきください。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割振りについては、9月4日（水曜日）に開催いたします議会運営委員会において決定したいと思っております。

また、市長から当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので、御承知おき願います。

次に、3つ目の請願・陳情につきましては、開会日の午後5時までには受理したものを今定例会に提出することになっておりますので、今回は9月3日（火曜日）の午後5時までとなります。

提出されました請願・陳情につきましては、  
9月4日（水曜日）の議会運営委員会において、一括して報告いたします。

次に、4つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、一般質問最終日の前日の午後5時までとなっておりますので、今回は9月12日（木曜日）の午後5時までとなります。

次に、5つ目の決算認定議案の審査スケジュールについてであります。このことについて、お手元に配付の資料に基づき、事務局から説明させます。

議事調査課長　〔資料により説明〕

委員長　ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長　ないようですので、この程度にとどめます。  
それでは、ここでお諮りいたしますが、今定例会に提出されます決算認定議案につきましては、スケジュール（案）のとおり、予算決算委員会及び各分科会において、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、よ

ろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

最後に、6つ目の追加議案につきましては、「人権擁護委員」3名の任期が令和元年12月31日に満了いたします。

この人事案件については、定例会の最終日に追加提案されることとなりますので、御承知おき願います。

次に大きな協議事項3番目、議会BCPについてであります。

去る6月14日の本委員会において、事務局が作成した議会BCPの素案を配付しましたが、その後、各会派からさまざまな御意見が寄せられました。

それを踏まえて、修正を加えた計画案について、改めて事務局から事前に各会派に説明をさせたところであります。

それでは、この計画案について、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

高田 重信委員

自民党からは、3点ほど意見を出させていただきました。富山市議会BCP（案）3ページや12ページの項目については修正されて

いるわけですが、「市議会災害対策会議の組織について、初動期はオブザーバーは含まず」という意見については、やはり初動期は議会運営委員会に大きな役目があると思っております。この議会運営委員会で行うということと、会派のいろいろな重みなども踏まえて、修正案のような組織図でお願いしたいなと思っております。

ただ、先般、自民党の総会において、災害が起こったときの議会の対応など、まだまだ、いろいろな意見が出ましたので、きょうすぐにここで採決をとるということではなくて、また持ち帰って、いろいろと協議をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

東委員

高田 重信委員からも話がありましたが、社民党からも何点か意見をあげさせていただきました。修正が加えられた議会BCPが配付されていますけれども、とりわけ災害対策会議の組織については今も意見が分かれているところであります。

きょうはこの後に各派代表者会議もあって、そこでまた議論をさせていただくということなので、今後も議論を続けさせていただければと思います。

佐藤委員

公明党会派として、今回特に意見は提出しておりませんが、議会改革検討調査会で議会BCPについて提案した立場ですので、改めて一言申し上げさせていただきます。

大災害が発災したときに初動から復興に至るまで、さまざまな一専決処分等で行われるケースが大変多いと思いますが一予算等に関わる話なので、やはり当局側も、ある意味では議会の了承をきちんともらわなければという中で、議会の体制をしっかりと整えることは大事なことであると思います。

何よりも真っ先に考えてもらいたいことは、発災時の議員の行動マニュアルをしっかりと意識づけして、議員全員が共通概念として持たなければいけません。地域で災害が起きたときには、当然それぞれの議員が現場や地元地域を中心に活動するわけですが、当局は議員の意見を大変大きく受けとめますので、それぞれの議員が要望することで結果的に当局に混乱を来したという事実があります。そういう点では、大きな災害のときに議員としてのあり方や市全体の業務の優先順位などを考えるという意味で、先ほど高田 重信委員からもありましたが、個人的には組織図にとられる必要はなく、やはり議会人としてどうあるべきかということで、できるだけ速

やかに意見交換をして議会としての要望をまとめて、当局とすり合わせしていくといったこと—1人の議員が現場を混乱させることがないようにという点で初動の議会BCPを作成する、行動マニュアルを作成するということは、ある意味では大事な点であります。今後もその具体的な体制について議論をしていただければというふうに思っております。

委員長                    そのほかの御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長                    それでは意見の一致が見られませんので、次回の議会運営委員会において改めて協議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長                    それでは、そのように決定いたします。  
最後に私の方から、さきの6月定例会での事例を踏まえて、委員会での参考人招致の手続について確認したいと思います。  
参考人については、委員会条例第68条第1項において、「委員会が参考人の出席を求めるときは、議長を経なければならない」、ま

た同条第2項において、「前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない」と規定されております。

委員会が参考人の招致を決定した場合には、これらの規定に基づいて、議長名で参考人に委員会出席要請書を送付しております。

以上のことから、参考人招致の手続には、ある程度の日数を要することとなります。仮に、参考人として招致したい方が、当該委員会を傍聴されていても、この手続は必要となりますので、御承知おき願います。

その場で急に言うのではなく、事前に言ってくださいということです。

ここで、事前に自民党から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

高田 重信委員 1つ目は議員政治倫理条例の件です。議員政治倫理条例に関する請願は継続審査という形にはなりましたが、自民党としては、この条例について議会運営委員会で諮るのか、各派代表者会議で意見交換していくのかを決めたほうがいいのではないかという思いがあります。



- 委員長 ほかには御意見はありませんか。
- 佐藤委員 議員政治倫理条例については議会運営委員会で前回諮られましたか。
- 高田 重信委員 請願は継続審査になっているのですが、木下議員の件もあったことから、議会運営委員会か各派代表者会議で早く議論したほうがいいかなと思います。
- 委員長 議員の政治倫理については、幾つか例はあるのですが、議員個人の考え方というものがあるので、なかなか。
- 柞山委員 条例というものもあるし、規範というものもあるので、請願についてはそれも含めて継続審査ということになっています。  
その内容を今、どこで煮詰めていくかという話だと思います。
- 江西委員 次回の議会改革検討調査会では、倫理についての議論をしたいと考えております。しかし、議員政治倫理条例をどのようにするかといったことを決定するのは、また別の組織だと思っているのです。参考までに、議会改革検討調査会では議員政治倫理条例をテーマに議論

をしたいと思います。

今、委員長からもありましたとおり、議員個人個人の考え方がばらばらだということなのです。議会改革検討調査会は、当初、全会派が委員として入った一番大きな組織だったと思いますので、そこで一度協議したものを議長に報告するなどして、それを今後の参考にさせていただきたいと思います。そのことを申し添えたいと思います。

議事調査課長 今ほど話がありました6月定例会で議会運営委員会に付託された請願につきましては、このまま議会運営委員会で審査されるものであります。

高田 重信委員 議会改革検討調査会の議論を踏まえて、議会運営委員会の中でやっていくということですね。

柞山委員 今、議事調査課長から説明がありましたが、請願が提出されて、議会運営委員会では継続審査としておりますので、それは議会運営委員会で継続して審査をしていかなければなりません。  
議会改革検討調査会では、その内容について十分に協議をしたいと思いますということですから、そ

れも横眼に見ながら、同時並行でやっていく  
というのはどうでしょうか。

議会運営委員会は請願を継続審査としました  
ので、それは継続して審査していかなければ  
なりません。結論をどこで出すかということ  
ではなくて、審査は続けていかなければなり  
ません。

委員長

今ほど委員各位から御意見がありました。継  
続して議論していくのがいいのではないかと  
いう話もありますし、いろいろな例がありま  
すので、それを検討しながらいい結論を出し  
たいと思っている次第であります。

自民党からほかに何かありますか。

高田 重信委員

もう1点あります。今、自民党で検討してい  
る自転車安全条例についてです。各会派には  
条例案を示させていただいたところでありま  
す。進め方としては、今後皆さんの御意見を  
聞きながら、市民の皆さんにパブリックコメ  
ントを実施していきたいと思えます。

そこで、議員提案であることから、市のホー  
ムページではパブリックコメントを実施でき  
ないため、市議会のホームページを使ってパ  
ブリックコメントを実施したいと思っております。  
パブリックコメントの実施時期は未定

ですが、そうしたことをやるということについて、皆さんの同意を得たいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長           この件について、何か御意見はありませんか。

佐藤委員           議員提案という形で条例の制定を進めていらっしゃるということですが、私どもの会派も6月定例会において自転車の任意保険等の加入を促進するような意味で、条例制定をするべきだという思いで質問を考えていたところでもあります。速やかに進めていただければと思っております。

しかし、その前に、市議会のホームページでパブリックコメントを実施するということについて、市議会のホームページに掲載するに当たって条件というものがあると思うのですが、事務局から説明をいただきたいと思えます。

議事調査課長       まず、市のホームページは市当局がホームページ全体の管理を行っています。市議会のホームページもありますが、これも市のホームページの中の一部という形ですので、市当局で管理をしている状況です。

そういったことから、市議会のホームページ

を使ってパブリックコメントを実施することについては、議会全体の同意が必要だと聞いております。

佐藤委員 今説明がありました、少なくとも議会全体の総意があってということだと思います。議会運営委員会はオブザーバー的なメンバーの発言を原則認めていませんので、各派代表者会議等で諮っていただく内容かと思います。

委員長 佐藤委員の今ほどの発言は、この件については各派代表者会議で協議すべき内容ではないかという意見だと思います。しかしながら、パブリックコメントを実施する以上は、それなりに各会派の思いや皆さんの意見が統一していないと、市議会のホームページで実施できないと思います。自民党がそういったものを提案したいのであれば、順次自民党からその辺について各会派に働きかけて同意をいただいて進めていただければいいと思っております。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 そのほかに何か発言はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
それでは、パブリックコメントの件については、今後開催されます各派代表者会議において協議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            それでは、そのように決定いたします。  
以上で、本日の協議事項は終了いたしました。  
次回の議会運営委員会は、8月27日（火曜日）の議案説明会終了後に開き、継続協議となった議会BCPについての再協議を行いますので、よろしくお願いいたします。  
これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和元年9月定例会  
(令和元年8月2日)  
議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 東 篤

署名委員 成 田 光 雄